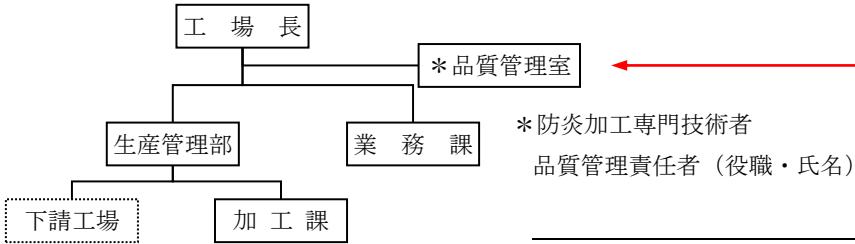


品質管理方法説明書

1 品質管理組織
(1) 組織図



(2) 各部門の説明

各部門	人員	職務内容と責任
業務課	5	資材発注・受入検査。当該職務の責任は、業務課長にある。
生産管理部	5	加工課及び下請工場への生産指図、技術指図及び下請工場生産品、完成品検査。 当該職務の責任は、生産管理部長にある。
加工課	50	生産管理部の指図に基づき生産。 当該職務の責任は、生産管理部長にある。
品質管理室	4	生産品質についての統轄管理。 当該職務の責任は、品質管理室長にある。

2 検査基準

(1) 資材の受入検査

受入資材の品質が受入検査基準に適合していることを確認し、記録する。
受入基準に適合していない場合は、返品する。

(2) 製品検査

① 抜取検査員

・抜取検査員は、品質管理責任者が認めた者とする。

② 抜取検査・基準

・抜取検査は品種毎、かつ、生産ロット(1ロット=1,000m)毎とする。
・試験方法は、消防法施行規則第4条の3に定める試験方法により行い、合格基準は同基準値の90%以内とする。
・防災性能試験は、(公財)日本防災協会に依頼する。

③ 検査結果の判定者

・検査結果の判定者は、品質管理責任者が認めた者とする。

④ 不適合品の処理

・不合格品が発生した場合、速やかに改善策を講ずるものとする。
・該不合格品の改善が不可な場合は、非防災品として販売する。

3 ラベル

公益財団法人日本防災協会が定める「防災ラベル等取扱い及び品質管理に関する規程」を遵守、防災ラベル管理者を定めて①防災ラベル交付申請書、②防災ラベル等使用報告書、③防災ラベル等受払い記録簿により管理し、④ラベル使用状況を防災ラベル等使用報告書により、毎月1回、(公財)日本防災協会へ報告する。

表示管理責任者

連絡先担当者

役職

役職

氏名

氏名

電話

—

—

4 書類

(1) 記録の保存方法、保存期間及び報告

処理記録、検査記録等、品質に関する記録並びに保存は、品質管理責任者が担当し、該記録は10年間保存する。 2 (2) 項の防災性能試験結果については、防災性能試験実施報告書(別記様式第5)により、毎月1回(公財)日本防災協会に報告する。

(2) 記録類の保管場所

本方法書及び検査の結果等のファイルは、(品質管理室)に保管する。

* 品質管理組織のない場合は、品質管理責任者の役職氏名を記入すること。

* 防災加工専門技術者の配置部門を明示すること。

* 人員は直接担当者のみ。

* 職務の内容と責任の所在を明確にすること。

* 品質管理基準書を有する場合は添付。

* 受入資材が防災材料である場合は、「受入資材に防災材料ラベルが付されていることを確認し、その試験番号を記録する」と記載する。

* 抜取検査者の要件を記載すること。

* 抜取検査のロットの大きさ頻度等を明記すること。

* パラツキの上限を見極めて基準値を設定すること。

* (公財)日本防災協会へ試験依頼する場合は、明記すること。防災協会以外に依頼する場合は、防災協会及び当該機関を併記すること。

* 検査結果の判定者の要件を記載すること。

* 防災ラベルの表示責任者を定め、管理方法等を明らかにすること。

* 保存方法、期間、保管場所を明らかにすること。